

1996 年・学芸職員の身分と業務を取り巻く環境に関するアンケートより From the questionnaire regarding the environment that surrounds the rank and works of the curatorial staffs, in 1996.

地徳 力

Tsutomu Chitoku

穂別町立博物館

Hobetsu Museum, 80-6, Hobetsu, Hokkaido, 054-0211 Japan

北海道博物館協会学芸職員部会

Museum Professional Group of Hokkaido

学芸職員部会事務局

Secretariat, N1E3, Kuttyan, Hokkaido, 044-0001 Japan

(1998 年 3 月 1 日受付)

はじめに

1996 年夏、第 2 回目の「学芸職員の身分と業務を取り巻く環境に関するアンケート」があこなわれた。第 1 回目のアンケートについては、簡略化したもののが「道博協ニュース第 50 号〈学芸員問題特集号〉」に掲載されたが、紙面の都合で、アンケート内容と結果のみについて記し、解析および補足事項についてはすべて省略した。同結果は、第 2 回アンケート実施時期までに、「博物館研究」(日本博物館協会)に掲載されるよう投稿済みであつたが、掲載されなかつた。理由は不明である。従つて、第 1 回目の正式な報告、および第 2 回目の結果は報告の場を失つたことになる。

博物館には、毎年幾つもの機関からアンケート用紙が送付される。なかには学芸員に関するアンケートもあるようであるが、学芸員が作成し、学芸員が回答したアンケートはほかにないものと考える。特に第 1 回目のアンケートに関しては、北海道博物館協会学芸職員部会全会員 101 名に配布され、76 名からの回答をえており、ほぼ道内の学芸員の実状を反映しているものと思われる。よつて、第 1 回目のアンケート結果を付録として、第 2 回目のアンケート結果を報告するものである。第 2 回目のアンケートは 1996 年秋に配布され、回収を締め切つたのは 1996 年 12 月 19 日である。61 名から回答があつた。

設問外から

アンケートに先立ち、氏名／勤務先／職名／専門分野を記入していただいた。その中から、「職名」と「専門」について解析する。

職名について

【回答】

表 0-1 参照

【結果】

自己申告制の職名では、学芸員・兼務学芸員および学芸員類似の職名をあわせて、約 7 割になる。部長や館長、研究員と呼ばれる少数派も存在するが、約 2 割が事務職員である。1994 年アンケートと大きく変わることろはない。

専門について

【回答】

表 0-2 参照

【結果】

1994 年アンケートでは行なわなかつた解析である。考古・民俗系が約半数弱を占め、人文系という枠組みでは 7 割を占める。一方、自然史系では、動物系および地質古生物系がそれぞれ約 1 割を占める。

表0-1 職名について

職名	回答数	%
学芸員	22	36.07%
兼務学芸員	15	24.59%
事務職員	13	21.31%
学芸員類似	4	6.56%
研究員	2	3.28%
館長	2	3.28%
学芸員補	1	1.64%
部長	1	1.64%
無回答	1	1.64%
計	61	100.00%

表0-2 専門について

専門	回答数	%
人文(考古・民族系)	27	44.26%
人文(歴史・民俗系)	12	19.67%
自然史(現世生物系:動物)	6	9.84%
自然史(地質古生物系)	6	9.84%
無記載	5	8.20%
人文(美術・工芸系)	4	6.56%
自然史(現世生物系:植物)	1	1.64%
計	61	100.00%

I 資 格

【質問】

あなたの資格について

(注: ここでいう「学芸員の資格」とは、博物館法で定められた資格のことです)

- 1) 学芸員の資格を持っている
- 2) 学芸員の資格の取得を前提とした学芸員補である
- 3) 学芸員の資格を持っていない or 資格の取得を前提としていない学芸員補である

【回答】

表 I 参照

【結果】

1994年次アンケート結果とほとんど変わらない。9割以上が学芸員の法的資格を有している。

II 立 場

【質問】

あなたの勤務上の立場について

- 1) 学芸員として発令を受けている
- 2) 学芸員としての発令は受けていない
- 2 a) 学芸員以外のなんらかの学芸(職)員的な職名を発令されている
- 2 b) なんらかの学芸(職)員的な職名としての発令も受けていない
- 3) その他(「学芸員的な業務に携わっているが、正式な立場はない。」あるいは、「学芸職員ではないしその関連業務も携わっていない。」など具体的にご記入ください)

【回答】

表 II 参照

【II-3) その他】より

「学芸員的な業務に携わっているが、正式な立場はない」

「但し、『職名規則』には『学芸員』という名称はない」「教育委員会の条例から、過去『学芸員』の職名が削られており、『その他』での発令。市の条例には職名あり」「採用時は学芸員として発令されたが、現在の規則には学芸員という職名は消滅している」

「学芸員的な業務が多いが、あくまでも『主事』である」「学芸専門員兼務」

「学芸員的な業務に携わっているが、臨時として採用されている」

「意味不明: 注: 回答を整理すると、市事務職員として発令、D立相当施設へ出向、学芸員発令はないままに、職場では学芸員扱いを受けているものらしい」

「学芸部長としての発令、学芸員の管理職的立場」

【結果】

1994年次アンケート結果とほとんど変わらない。若干、学芸員としての発令を受けていない割合が増えているが、トレンドではなく誤差の範囲であることを願う。

III 発 令 内 容

【質問】

発令内容についてお答えください

- 1) あなたが現在受けている辞令内容は
 - 1 a) 事務(行政)職員発令 1 b) 技術職員発令
 - 1 c) 研究職員発令 1 d) 教育職員発令
 - 1 e) その他()発令

表I 資格について

I 資 格	回 答 数	%
1)有資格	57	93.44%
2)前提	1	1.64%
3)非所持	3	4.92%
計	61	100.00%

表II 業務上の立場について

表II 業務上の立場について

II 立 場	回 答 数	%
1)発令	38	62.30%
2)未発令	19	31.15%
2a)類似	6	9.84%
2b)完未発令	10	16.39%
3)その他	3	4.92%
無回答	1	1.64%
計	61	100.00%

III 発 令 内 容	回 答 数	%
1a)事務(行政)職員	49	79.03%
1b)技術職員	5	8.06%
1c)研究職員	4	6.45%
1d)教育職員	1	1.61%
1e)その他	3	4.84%
計	62	100.00%

*二重発令が存在

表IV 勤務施設について

勤務施設 法 / 設置	博物館等勤務			博物館等以外勤務			計
	登録施設	相当施設	その他の	準備室等	教委	関連企業	
公立	17	6	17	1	15	—	4
私立	0	1	0	0	—	0	0
計	17	7	17	1	15	0	4
							61

勤務施設 法 / 設置	博物館等勤務			博物館等以外勤務			計
	登録施設	相当施設	その他の	準備室等	教委	関連企業	
公立	27.87%	9.84%	27.87%	1.64%	24.59%	—	98.36%
私立	0.00%	1.64%	0.00%	0.00%	—	0.00%	1.64%
計	27.87%	11.48%	27.87%	1.64%	24.59%	0.00%	6.56% 100.00%

2)具体的にご記入ください

【回答】

表III 参照

III-2 具体的発令内容

具体的発令内容に関しては、複雑そのものであり、解析不能につき略す。

IV 条例／規則

【質問】

学芸員の配置は条例／規則などで決められていますか

- 1) 条例／規則にある
- 2) 条例／規則に無い
- 3) その他(条例／規則名：内容およびその他の事項について具体的に記入下さい)

【回答】

表IV 参照

【結果】

1994年次アンケート結果と傾向としては同じであるが、「ある」と「ない」が逆転している。今後のトレンドではないことを願う。

V 施設

【質問】

勤務施設について(該当する欄に○を入れてください)

【回答】

表V 参照

【結果】

1994年次アンケートと設問形態が変わっているが、傾向は変わらない。博物館法／規則でいう登録施設・相当施設に勤務する学芸員が若干減り、教育委員会付け職員が増えている。今後の動向に注意する必要があるかもしれない。

表Ⅳ 業務について

IV 業 務	回 答 数	%
1)専門	4	6.56%
2)兼業	51	83.61%
2a)極微	5	8.20%
2b)負担小	20	32.79%
2c)負担大	18	29.51%
2d)極大	8	13.11%
3)その他	3	4.92%
無回答	3	4.92%
計	61	100.00%

表Ⅴ 給与表について

V 給 与 表	回 答 数	%
1)学芸員	0	0.00%
2)事務職	53	86.89%
3)技術職	1	1.64%
4)研究職	3	4.92%
5)教育職	0	0.00%
6)非適用	1	1.64%
7)その他	2	3.28%
無回答	1	1.64%
計	61	100.00%

表Ⅵ 給与レベルについて

VI 給 与 レ ベ ル	回 答 数	%
1) V	0	0.00%
2)道教育職	3	4.92%
3) VV	3	4.92%
4)道一般職	15	24.59%
5) V	12	19.67%
6)未難比較	26	42.62%
無回答	2	3.28%
計	61	100.00%

VI 業 務

【質問】

業務について（注：この質問では、「通常学芸員があこなう業務」とは、博物館の三大活動と考えられる「（資料についての）調査・研究」・「（資料についての）収集・保存」・「（それらを用いた）普及・教育」活動上必要な業務の事です。施設の運営管理に関する業務その他は除外します。ボランティアの指導は含みますが、ボランティア活動にかかわる事務処理などは含みません。資料についての調査・研究上用いる文献などの整理は含みますが、館園同士の交流で集積する書籍の整理は含みません。

- 1) 通常学芸員があこなう業務のみに携わっている
- 2) 通常学芸員があこなう業務以外の業務もあこなう
 - 2 a) ごくわずかでほとんど気にならない
 - 2 b) 負担には感じるが、学芸員としての業務はこなせる
 - 2 c) 負担が大きく、学芸員としての業務の遂行に問題があると感じる
 - 2 d) 学芸員としての立場に疑問を感じるほど、学芸員としての業務ができない
- 3) その他（具体的にご記入ください）
- 4) 前2項{VI-1), 2)}の設問に、回答不能の場合、具体的にご記入ください

【回答】

表VI参照

【その他】より

「博物館建設準備業務が大きなウエイトを占めており、三大活動をバランス良くあこなえてはいない」

「現在は、2aか2bにあたるが、これは建設準備活動が停止しているため。但し、3大活動についても、予算の必要なことや超勤手当の伴うことは認められなくなつた」

「仕方の無いことだと割り切っている」

「行政発掘も学芸員の通常業務と考えると1)であるが、本来の調査・研究には多少の支障あり、2b」

「学芸員的活動も行っている」

「埋蔵文化財一般」と記載。解答者の立場が、博物館活動プロパーのものではなく、埋文センター勤務によるもので、次項3)に回答あるのが適切であろう。

「埋蔵文化財の緊急発掘調査、史跡などの巡回業務が主である。文化財の保護普及・啓蒙活動も業務の一環ではあるが、現状では上記業務多忙のため、活動は低調である」

「図書館勤務のため、学芸員としての業務はないが、年3回程度の企画展示を担当しているほか、基調所の収集・整理を担当している」

「所属部課によって事務量に相当格差がある」

【結果】

1994年次アンケート結果と変わらない傾向にある。

- 1) 学芸員ではないにもかかわらず、学芸業務をしなければならない立場がある。
- 2) 博物館学芸員と文化財(発掘)担当者との混同・混乱がある。
- 3) これらの影響を除いた上でも、博物館学芸員とは思えない業務が任せられている。

VII 給与表

【質問】

あなたの給与表は

- 1) 学芸職員として専用の給与表がある
- 2) 一般事務(行政)職員の給与表を流用
- 3) 技術職員の給与表を流用
- 4) 研究職員としての給与表がある
- 5) 教育職としての給与表がある
- 6) 給与表などは適用されない嘱託／臨時職である
- 7) その他

【回答】

表VII参照

【その他】より

「研究職給与表に準拠」

「財団規程(一般事務職の給与表)に調整」

【結果】

1994年次アンケート結果と変わらない傾向にある。

VIII 給与レベル

【質問】

給与レベルについて

- 1) 道職員教育職以上である
- 2) 道職員教育職並みである
- 3) 道職員一般職と教育職の間である
- 4) 道職員一般職並みである
- 5) 道職員一般職より低い
- 6) 比較したことがない／比較が困難

【回答】

表VIII参照

【特記事項】より

「月給にして15万くらい低い」

「採用後、給与見直しのときに、道開拓記念館の学芸員並みに設定すると言われたが、実際には教育職よりも低いと思っている」

【結果】

1994年次アンケート結果と変わらない傾向にある。しかし、未／難比較との回答が1割近く減少し、解析者との個人的な直接の会話の中にも、比較してみたとの発言が聞かれるようになつた。アンケートの効果が表れた例ともいえる。ただし、比較困難であることは事実なので、満年齢：年収との相関関係に切り替える必要があるかもしれない。

IX 休日について

IX-1 館園の休館日

【質問】

館園の休館日：当てはまるところに○を入れてください。なお、部分的に当てはまらないところがある場合には、その他の欄に記載してください。冬季などに長期休館もしくは休館形態が変わる場合には、開館(繁忙)期について記載し、長期休館もしくは変形時のことをその他の欄に記入ください。

- 1) 月型：月曜日／年末年始を休館とする。祝日は原則開館
- 2) 月祝型：月曜日／祝日／年末年始を休館とする。祝日は原則休館
- 3) 月祝翌型：月曜日／祝日の翌日／年末年始を休館とする。祝日は原則開館
- 4) 常時公開型：年末年始の休館を除き常時公開するもの
- 5) 通常型：土・日曜日／祝日／年末年始を休館とするもの
- 6) その他もしくは変形型：

【回答】

表IX-1 参照

【結果】

1994年アンケートでは、回答のあまりの多様さに、解析者が強引にまとめざるをえなかつたが、前回とらえられた傾向は、概要に一致しているようである。

IX-2 休日

【質問】

職員の休日(勤務を要しない日)：当てはまるところに○を入れてください。なお、回答は原則を主体とし、「臨時の処置」もしくは「のような場合もある」は「その他」の項目に記載してください。

ここでの「完全週休制」とは、土・日曜日／祝日／年末年始を通常の休日とする場合を指します。「変週休制」とは、土・日曜日／祝日／年末年始に相当する日数は保証されているが、当日にとれるとは限らないものを指します。「週単位で休日はとれない」とは、1週間にあるべき2日もしくは1.5日の休日のいくつかが、恒常に別な週もしくは月にまわされる場合があるものを指します。

【回答】

表IX-2 参照

1) 詳細：

空欄を埋めるか項目を選択してください

- ・通常、土日分の休日は(当日 or 翌日 or 特定な別の日)に設定する
- ・通常、祝日分の休日は(当日 or 翌日 or 特定な別の日)に設定する
- ・年末年始分の休暇は(月 日から 月 日)に設定する

その他(上記に当てはまらない場合は、第三者に理解可能な程度に、具体的に記述ください)

【回答】

表IX-2-1 参照

【結果】

1994年アンケート時は、週休二日制への移行期にあり、その分回答が複雑化し傾向がほとんどつかめなかつた。2年間で、ほとんどが週休二日制に移行したようである。また、館園の休館日の複雑さは前回と変わりないが、完全週休二日制(この場合は、土日曜日・祝日・年末年始を普通に休めること)が進行し、半数近くが、一般公務員と同じ勤務体制になつている。

【その他】より

「休みが土・日・月の週、土・日の週、月の集の3パターンが繰り返される勤務のため、週の土・日に必ず休める

勤務体制ではない」(×2)

「土日・祝日にかかわらず、事務係長とダブらないことを優先に適当に月ごとにスケジュールを決める」

「振休でも設定しきれず、振休が残ってしまうことがある」

「52週の中で調整」

「前月に管理職からローテーション表が示される」

「特定な別の日とは、任意に個人が休暇を取得できるものである」

「4週8休+祝日などを順番・希望で勤務割り」

「月・火が休日」

「月曜日は定休日、土日曜日は隔週出勤、祝日は年間6日のみ出勤」

【結果】

代休消化の実態は複雑すぎて、アンケートの設問ができない。

IX-3 【特記事項】より

館園が所属する自治体等の職員と、勤務体制上のアンバランスなどがある場合には具体的に記入下さい

「平日が代替休となりことが多いので、業務の都合上、休館日に出勤せざるをえないことがままある。連続休日をとれない」

「博物館に直接勤務する職員は、シフトの関係上、アンバランスが生じている」本人は完全週休制。

「勤務時間(9:30-18:15)は、自治体職員より長いが、その点に関する処置は何も無い。」

「休日は日数が保証されているのみで、連続してとれない場合がある」

「休日日数は同一だが、変週休制のため、土・日に休みがとれない」

「学芸職員に関しては本庁職員並みになつたが、事務職については変週休2日制で、館内連絡網が不徹底になりがち」

「4/1-10/20は、正職員2名の休日が(月・火)と(水・木)というシフトのため、役場のほかの職員と勤務日に2名そろって、打ち合わせなどをすることはできるのは金のみである」

IX-4 休日出勤

【質問】

日／祝日などの勤務(変則勤務)に対する評価

1) 日／祝日に常時変則勤務がある

表Ⅹ-1 館園の休館日について

IX-1 休館日	回答数	%
1)月型	5	8.20%
2)月祝型	15	24.59%
3)月祝翌型	21	34.43%
4)常時公開型	8	13.11%
5)通常型	8	13.11%
6)その他/変形	3	4.92%
無回答	1	1.64%
計	61	100.00%

表Ⅹ-2 休日について

IX-2 休日	休2	休1.5	計
完全週休制	29	0	29
変週休制	29	0	29
ランダム	2	1	3
計	60	1	61

IX-2 休日	休2	休1.5	計
完全週休制	47.54%	0.00%	47.54%
変週休制	47.54%	0.00%	47.54%
ランダム	3.28%	1.64%	4.92%
計	98.36%	1.64%	100.00%

表Ⅹ-2-1 代休消化について

代休消化当日	翌日	別日	無回答	計
土日	27	4	18	49
祝祭日	28	10	8	46
代休消化当日	翌日	別日	無回答	計
土日	44.26%	6.56%	29.51%	80.33%
祝祭日	45.90%	16.39%	13.11%	75.41%

表Ⅹ-4 休日出勤について

IX-4 休日出勤回答数	%	
1)日／祝常時変則	25	40.98%
1a)手当支給	11	18.03%
1b)無手当	14	22.95%
無回答	36	59.02%
計	61	100.00%
2)日／祝臨時変則	24	39.34%
2a)代休一手当	7	11.48%
2b)代休一無手当	6	9.84%
2c)支手当一無代休	11	18.03%
無回答	37	60.66%
計	61	100.00%

表Ⅹ-5 休日の設定について

IX-5 休日の設定回答数	%	
1)土日代休		
1a)可	15	24.59%
1b)現実不可	4	6.56%
1c)不可	2	3.28%
1d)その他	1	1.64%
無回答	39	63.93%
計	61	100.00%
2)連続休日		
2a)可	15	24.59%
2b)現実不可	6	9.84%
2c)不可	1	1.64%
2d)その他	0	0.00%
無回答	39	63.93%
計	61	100.00%

- 1 a) 変則勤務に対する手当などが支給されている
 1 b) 変則勤務ではあるが、手当などは支給されない
 (注：労働に対する報酬ではなく、変則勤務に対する代価を対象とします)
- 2) 日／祝日に変則勤務は臨時にしかない
 2 a) 代休で処理し、日／祝日の勤務に対しては、休日勤務手当が支給される
 2 b) 代休で処理し、休日勤務に対する代価は保証されていない
 2 c) 超勤・休日勤務手当が支給され、代休はない
 3) その他 ()

【回答】

表Ⅹ-4 参照

【3) その他】より

「代休も可能」

「2 bか2 Cを自由に選択できる」

「1 aに相当するが、振替休日を翌週にとった場合のみ振替勤務(35/100)が支給される。その週の別の日などに振替えた場合支給されない」

「日曜日は隔週で勤務、祝日は臨時に勤務。その場合は代休で処理する場合と超勤対応の場合がある」

「4週をこえた後に代休を取る場合は休日勤務手当(差額)が支給されるとのことで、現実的でない」

「祝日は常時勤務し、翌日が休館日となるので、職員の休日ともなる」(解析者：質問の意図を誤解している)

【結果】

原則的に、IX-4で1)と答えた人は、IX-2で「変週休制」もしくは「ランダム」と答え、2)と答えた人はIX-2で「完全週休制」と答えているはずである。

常時変則勤務の人にたいする手当支給などの傾向に変化はない。常時変則勤務が強いられているのに、それにたいする代価が支払われているのは、その半数に満たない。

通常勤務が原則で、臨時に休日勤務がある人の場合は、1/4が正当に代休が与えられなあかつ休日勤務にたいする代価が支払われている。代休で処理するのみで休日に働いていたことにたいする代価が支払われていない場合が同じ割合ある。全体の半数は手当が支給されるのみで、代休はとらない。

ただし、通常、休日勤務や超過勤務の場合には通常の(たとえば)125/100といった割り増し賃金が支払われる所以であるが、100/100の場合は休日勤務にたいする代価ではなく、勤務にたいする代価であることを理解していない可能性がまだある。

IX-5 休日の設定

【質問】

完全週休2日制(土・日曜日が休日)以外の方にお聞きします

- 1) 土・日曜日に代休が設定できますか?
 - 1 a) 設定できる
 - 1 b) 規則上はできるが実際は不可能
 - 1 c) 設定できない
 - 1 d) その他()
- 2) 休日は連続して設定できますか?
 - 2 a) 設定できる
 - 2 b) 規則上はできるが実際は不可能
 - 2 c) 設定できない
 - 2 d) その他()
- 7) その他休日に関する問題点があれば具体的に記入下さい

【回答】

表IX-5 参照

【特記事項】より

「土・日に年次休暇を取ることは難しくない。ただし、他の職員との調整が必要」
 「繁忙期、代休を設定しても視察・団体などの予約が入り『案内』を請われても、ほかに対応できる人員が未だなく、出勤するが、その代休を取ることは困難である」
 「夏期は土・日に事業が集中するため、この時期、土・日の休みを取ることが難しい」
 「(勤務施設)についていえば、市教委・本局・外部機関

との事務折衝など、月曜日が休日であるのは不都合である」

「土・日代休については「可能ではあるが場合による」、連続休については「可能ではあるが、実際には夏期休暇以外には設定したことが無い」

IX-3欄に記されていたが、内容からこちらへ移動「本庁は完全週休2日制なので、火曜～金曜の週4日間で連絡事務処理をしなければならない。連休のときには全く事務連絡不能で遅れことが多い」

「夏期は、日曜日来館者多数のため原則として休暇は取得できない」

「解析者訳：他の職員が休日のときは代休を取るのが困難」

【結果】

完全週休制でない人の約半数は土日に代休をとることが可能であり、連続して休むことも可能であるが、2割以上が土日に代休はとれず、連続して休むこともできないと回答している。

X 野外作業について

【質問】

野外作業(フィールドワーク)に対する評価

- 1) 危険あるいは特殊な作業に対する評価として「危険手当／特殊勤務手当など」が支給されている
(その名称：)
- 2) 危険あるいは特殊な作業に対する評価としての手当などは支給されていない
(特記事項：)

【回答】

表X 参照

【特記事項】より

「日当の支給はあるが、ほとんど請求していない」「骨格標本作成(動物死体解剖)、レプリカ作成(有機溶剤使用)」と記。かなり特殊な作業があるが評価されていないという意味であろう。
 「基本的に、フィールドワークは休日とし、業務としては認められず、私的に年休・公休を利用して行うのみである。全く評価外にある」
 「エキノコックスの検査を受けた」
 「外勤手当のみである」
 「現在行財政改革が進行中で、特殊勤務手当は廃止になる予定」

表X 野外作業について

XI-1 野外作業	回答数	%
1) 手当支給	2	3.28%
2) 無支給	54	88.52%
無回答	5	8.20%
計	61	100.00%

表XI-1 一次資料の購入費について

XI-1 一次資料購入	回答数	%	最高	最低	平均	最高	最低
1a) 確保	9	14.75%	¥150	¥150	¥1,213	¥5,000	¥5,000
1b) 臨時	23	37.70%	¥400	¥400	¥1,933	¥5,000	¥5,000
1c) 不可能	24	39.34%					
1d) その他	5	8.20%					
総 計	61	100.00%					

単位千円(四捨五入)

表XI-2 二次資料の購入費について

XI-2 二次資料購入	回答数	%	最高	最低	平均	最高	最低
2a) 充分	2	2.99%					
2b) 不充分	26	38.81%	¥13	¥13	¥284	¥1,800	¥500
2c) 私費	20	29.85%	¥5	¥5	¥200	¥600	¥500
2d) しない/できない	14	20.90%					
2e) その他	5	7.46%					
総 計	67	100.00%					

単位千円(四捨五入)

複数回答あり

「ない」と記。フィールドワークが無いという意味であろう。

「現時点での野外作業は特になし」

【結果】

1994年アンケートでは設問が曖昧であつたが、危険な作業、特殊な作業のみを前提とした設問にしたところ、まったく評価されていないことが判明した。

XI 資料購入費について

注：一次資料および二次資料の定義は「公立博物館の設置及び運営に関する基準」の定義に従う。

XI-1) 一次資料の購入費について

【質問】

一次資料購入費について（複数回答可）

- 1 a) 博物館活動に必要な一次資料の購入費は恒常的に確保されている (千円/年)
- 1 b) 購入の必要が生じたときのみ臨時に確保される (予想される上限 : 千円/年)
- 1 c) 資料の購入は事実上不可能である
- 1 d) その他 (具体的に)

【回答】

表 XI-1 参照

【結果】

一次資料の購入費が臨時的なものも含めて確保さ

れているのは約半数である。約4割が資料購入は不可能と答えている。

XI-2) 二次資料購入費について

【質問】

二次資料購入費について（複数回答可）

- 2 a) 回答者の主觀上充分な購入費が確保されている (予算 : 千円/年)
- 2 b) 十分とは言えないが公的に確保されている (予算 : 千円/年)
- 2 c) しばしば私費を使う (約 千円/年)
- 2 d) 二次資料は購入しない／出来ない年もある
- 2 e) その他 (具体的に)

【回答】

表 XI-2 参照

【その他】より

- 1 d) より
「全く可能性がないわけではないと思う」
- 「資料購入費はない」
- 「予算処置されていない」× 2
- 「購入の必要が生じた時に隨時要求するが、認められるとは限らない」
- 2 e) より
「決まった予算がなく他事業からの流用」
- 「消耗品費から文献などを購入」
- 「必要時に検討」× 2

表XII 研究費について

XII 在 - 不在	回答数	%
1) 在	7	11.48
2) 不在	48	78.69%
無回答	6	

XII - 1	回答数	%	最 低	平 均	最 高
1a)個人支給	1	1.64%			
1b)団体支給	6	9.84%	¥475	¥4,544	¥12,700
計	7				

単位：千円（四捨五入）

XII - 2	回答数	%	最 低	平 均	最 高
2a)流用可	14	22.95%	¥50	¥714	¥3,300
2b)皆無	26	42.62%			

単位：千円（四捨五入）

表XIII-1 恒常出版物について

XIII-1	回答数	%
1a)可	32	52.46%
1b)難	6	9.84%
1c)無	19	31.15%
無回答	4	6.56%
計	61	100.00%

表XIII-2 臨時出版物について

XIII-2	回答数	%
2a)発行	17	27.87%
2b)遅延	13	21.31%
2c)無し	26	42.62%
無回答	5	8.20%
計	61	100.00%

表XIII-3 投稿に関する出費について

XIII-3	回答数	%
3a)全額補助	0	0.00%
3b)一部補助	0	0.00%
3c)無取決め	35	57.38%
3d)個人負担	21	34.43%
無回答	5	8.20%
計	61	100.00%

【結果】

二次資料購入費が不充分といえども確保されているのは、半分に満たない。当然のごとく私費による購入が行なわれ、平均20万円が費やされている。

XII 研究費について

【質問】

研究費について（勤務先から支給されるものについてのみを対象としています）

1) 公式に研究費が存在する

1 a) 公式に、学芸員個人に研究費が支給されている
（予算： 千円／年）

1 b) 学芸員グループ全体に定額が支給されている
（予算： 千円／年）

2) 公式には、研究費は存在しない

2 a) 制約はあるが研究に使える予算がある
（費目： ；予算： 千円／年）

2 b) 研究関連に使える予算はない

【回答】

表 XII 参照

【結果】

公式に研究費が存在すると回答した人は1割であり、8割は公式の研究費を持っていない。

公式の研究費は、ほとんどが学芸職員グループに支給されており、個人に支給されているとの回答も一人ある。

【特記事項】より

1 b) より

「予算上『調査研究費』という項目は存在するが、内訳としては、研究紀要などの印刷製本がほとんどである」

【特記事項】より

2 a) より

「賃金・報償費・印刷費・備品購入費・需要費など」「テンポラルな研究事業費があり、その中の需要費が使える」

「備品図書購入費」

「旅費」

「需要費」

「消耗品費」

【結果】

公式な研究費という枠はないものの、何とか研究に使える予算を持っているものは全体の2割、4割以上が研究関連に使える予算を持っていない。

XIII 印刷費について

活動成果の印刷費について

注：下記1), 2)の設問の印刷費は、あくまで自前の活動についての自前の印刷物にかかる経費を対象とします。埋蔵文化財のように、所属団体以外から印刷費が出て、単行本的報告書を発行するような場合は除いて考えてください。

XIII-1) 研究報告・館報・ニュースなど恒常的出版物について

【質問】

- 1 a) 充分な予算がある／欠号を出さない程度の予算はある (予算： 千円/年)
1 b) 每年印刷会社に泣いてもらう (予算： 千円/年)
1 c) 恒常的出版物を出す予算は設定されていない

【回答】

表 XIII-1 参照

【結果】

約6割は、研究報告・館報・ニュースなどの恒常的出版物の予算を確保しているが、3割は予算がないという。出版していないのだろうか？

XIII-2) 収蔵目録・専報など臨時的出版物について

【質問】

- 2 a) 必要なものは確実に／ほぼ確実に設定できる
2 b) 次年度以降にまわされることが多い
2 c) 予算上、収蔵目録・専報など出せる状況に無い

【回答】

表 XIII-2 参照

【結果】

目録・専報などの臨時出版物の予算を確保できるところは、全体の3割に満たない。2割は困難な状況にあり、4割以上が目録・専報は出せないと回答している。目録の出版は、博物館法に明記された登

録博物館の義務となっている。

XIII-3) 他組織／専門雑誌への投稿に関する出費について

【質問】

- 3 a) 印刷に負担金を要する場合には、回答者の所属組織から全額の補助が出る
3 b) 印刷に負担金を要する場合には、回答者の所属組織から一部について補助が出る
3 c) その様な取り決めはない
3 d) 全額回答者の負担となる

【回答】

表 XIII-3 参照

【結果】

館外専門誌に研究成果を投稿した場合、所属機関から印刷費などの負担金が出ることはない。半数以上が「取決めはない」と答えている。一方で、明確に「個人持ち」と答えているのは3割以上である。

XIV 仲間

【質問】

これまでの質問上で、あなたの職場には、あなたと
1) 立場の同じ職員が複数いる (人)
2) 立場の類似した職員が複数いる (人)
3) 立場の同じ職員はない

【回答】

表 XIV 参照

【結果】

94年アンケート結果とほぼ同じ傾向が見られるが、立場が「類似」している人がいると判断している人が減り、「同等」が増え、「いない」も増えている。分化が進んでいるのかもしれない。

【総合】

1994アンケート時と同じ設問には、ほぼ同じ傾向がある。今回は、学芸職員の最低限の環境ばかりではなく、研究やその成果の発表の場というところで踏み込んでみたが、「博物館」なるものが、言われているほど、研究施設でも普及施設でもないことが明確になったと思われる。

appendix

北海道博物館園学芸員白書

～1994年度・学芸職員の身分と業務を取り巻く環境に関するアンケート(道博協・学芸職員部会版)より～

北海道博物館協会・学芸職員部会
Museum Professional Group of Hokkaido

北海道博物館協会・学芸職員部会では、より良い博物館活動をあこなうために研修会を毎年開催してきた。これらの研修会の中で、個々の学芸職員の実態については、いくつか明らかになってきた点もある。しかし、学芸職員部会構成員の全体の実態がどのようにになっているかは調査されたことがなかった。学芸職員部会では1994年春、全構成員にアンケート用紙を配付し、その後回答について検討してきた。このアンケート調査は、学芸職員の立場をはじめ勤務施設、業務、給与、休日、野外調査に対する評価、孤独感などについて調査・報告するものである。

このアンケートは101人に配布され、76人から回答があった。

I (学芸員資格)

【質問】

あなたの資格について（解析者注：ここでいう「学芸員の資格」とは、博物館法で定められた資格のことです）

- 1) 学芸員の資格を持っている
- 2) 学芸員の資格の取得を前提とした学芸員補である
- 3) 学芸員の資格を持っていない or 資格の取得を前提としている学芸員補である

【回答】

表I参照

【結果】

90%以上の学芸職員が学芸員の法的資格を所持しているか取得を前提としている。資格を所持していない、また資格の取得も前提としていない学芸職員は1割に満たない。

【解析】

学芸職員として勤務している者のほとんどが学芸員資格を有し、資格取得を前提として勤務している者がごくわずかに存在する。学芸員資格の取得を前提としないで、学芸職員として勤務している者が5名あり、民間展示会社に勤務する者は除外しても、各々かなり特殊な事情があると判断できる。いずれも学芸員資格の取得は可能なものとおもわれるが、設置・運営者の考え方の問題もある。職名を「主任研究員」として、学芸員資格取得を考慮していないものに関しては、博物館という枠組みの中で位置付けの曖昧な「学芸員」という専門職員に新しい概念を与えるものかもしれない。

【補足】

- 3) と回答した者の現在の立場：
「館準備室所属(臨時職員)」、「財団法人職員(設置者は地方自治体)」、

「民間展示業者」、「教育委員会事務職員兼博物館事務職員」、「職名：主任研究員」

II (学芸員発令)

【質問】

あなたの勤務上の立場について

- 1) 学芸員として発令を受けている
- 2) 学芸員としての発令は受けていない
- 2a) 学芸員以外のなんらかの学芸（職）員的な職名を発令されている
- 2b) なんらの学芸（職）員的な職名としての発令も受けていな
- 3) その他

【回答】

表II参照

【結果】

約7割の学芸職員が学芸員として正式に発令を受け勤務している。四分の一の学芸職員は「学芸員としての発令は受けていない」が「学芸員以外のなんらかの学芸（職）員的な職名を発令されている」。一方、「なんらの学芸（職）員的な職名としての発令も受けていない」および「その他」と回答している学芸職員が2割弱存在する。

【解析】

質問Iでは、9割以上の学芸職員が学芸員の資格を所有していることが判明したが、実際の勤務上の立場を示す「発令」については比率が落ち、「なんらかの学芸職員的な職名を発令されている」者を加えても、約1割減となる。

また、「2a」と回答した学芸職員の中で、「学芸係長」として発令されているが「学芸員」として発令がなされていないというのは理解に苦しむ。「博物館法」で「学芸員」の位置付けが曖昧なためとおもわれる。この事については多くの議論が必要である。

【補足】

- 「2a」と回答したものの現在の発令職名：
「学芸員補」、「学芸係長」、「学術課長」、「市史編纂室勤務」、「主査」、「主任研究員」、「所長補佐兼学芸専門員」
- 「2b」と回答した者から一部抽出：
科学館職員(設置は自治体、運営管理は財団法人、職員は財団職員)
博物館館長(設置は地方自治体、運営・管理が民間、登録博及び相

表Ⅰ 学芸員資格について

回答Ⅰ	回答数	割合
1)有資格者	69	90.79%
2)資格取得前提	2	2.63%
3)非	5	6.58%
計	76	100.00%

表Ⅱ 学芸員発令について

回答Ⅱ	回答数	修正*	割合
1)	52	52	68.42%
2)	2	19	25.00%
2a)	6	8	10.53%
2b)	11	11	14.47%
3)	3	3	3.95%
無回答	2	2	2.63%
計	76	76	100.00%

* 修正：記載事項から、設問意図を考慮し回答の修正をおこなった。

表Ⅲ 発令内容について

回答Ⅲ	回答数	割合
1a)事務(行政)職発令	56	73.68%
1b)技術職発令	9	11.84%
1c)研究職発令	4	5.26%
1d)教育職発令	1	1.32%
1e)その他	5	6.58%
無回答	1	1.32%
計	76	100.00%

表Ⅳ 勤務施設について

回答Ⅳ	回答数	修正*	割合
1)登録博物館	24	24	31.58%
2)相当施設	12	12	15.79%
3)法定外施設	4	38	50.00%
3a)単独施設	15	20	26.32%
3b)教委事務局付け	11	13	17.11%
3c)その他	8	5	6.58%
無回答	2	2	2.63%
計	76	76	100.00%

表Ⅴ 学芸員条例／規則について

回答Ⅴ	回答数	修正*	割合
1)条例／規則にある	37	38	50.00%
2)条例／規則に無い	29	29	38.16%
3)その他	4	3	3.95%
無回答	6	6	7.89%
計	76	76	100.00%

* 修正：記載された回答は3)であったが、内容が1)と判断されたため。

当施設ではない

科学館職員（設置は地方自治体、記載によると、別の地方自治体から職務命令により「財団職員として発令」されたとある）

科学館／財団法人職員（設置は地方自治体、施設の運営・管理は財団法人があこない、登録博物館でも相当施設でもない）

博物館館長（設置は地方自治体、施設は『登録博物館』である。本人は学芸員資格を持つ）

教育委員会職員（学芸員資格を持つ事務職ともみなせる）

埋蔵文化財調査センター・主任博物館・主事

民間企業PRセンター勤務

郷土資料室・主査（学芸員発令はなされていないが、学芸業務もこなす。しかし、学芸業務が公的に要求されているか否かは不明）

3)「その他」と回答したものから：

「学芸員的な業務に携わっているが、正式な立場はない。」

「無回答」から（一部省略）：教育委員会事務職員兼博物館事務職員。

I + II (関連付け)

学芸員資格を所持するにもかかわらず、学芸員発令がなされていないものから(()内は現在の立場、「」内は本人による記載)。

館準備室（臨時職員）：「学芸員的な業務に携わっているが、正式な立場はない」

博物館（係長）：「過去に受けたが現在無し」。

博物館（学術課長）

博物館（学芸係長（主事））

博物館（学芸係長）：「組合との話し合いで補職名として、学芸員の辞令が出る事になっていたが、最近採用の学芸員は主事職の辞令よりもっていない」

博物館（施設係長）

博物館（館長）

博物館（主事）

博物館（主査（学芸係長））：「主査（係制ではなく、主査制の組織になっている。実質的には学芸係長の職務）」

郷土資料室（主査）

市史編纂室（主任主事）

教育委員会事務局（主事）

科学センター（職員）

埋蔵文化財センター（所長補佐兼学芸専門員）

同上（主任）

企業PRセンター（主査）

質問III-1 (発令内容)

【質問および回答】発令内容についてお答えください

表Ⅲ 参照

【結果】

事務（行政）職／技術職発令が約85%を占める。研究職／教育職発令は1割に満たない。

【解析】

III-2 参照

III-2 (発令タイプ)

記載された実際の発令様式は、予想以上に多様である。

【回答】

「1a) 事務（行政）職員発令」と回答から：最初の発令が事務吏員発令（すなわち役場で雇用→教委出向）と教委事務局職員として独自で発令の二つのタイプ及びその他に別れている。

事務吏員発令→教委出向型：5名

事務吏員発令→教委出向→学芸員発令型：10名
 事務吏員発令→教委出向→学芸員発令+ α 型：10名
 + α ＝「主事（2名）」、「事務員」、「庶務係」、「庶務係長」、「主事兼館長」、「社会教育係」、「社会教育課文化財保護係兼社会教育係」、「事務吏員→博物館勤務」、「教委事務職員→博物館勤務」
 事務吏員発令→教委出向→（その他）型：2名
 （その他）＝「郷土資料室勤務」、「博物館学芸係長」
 教委事務局職員→学芸員型：5名
 教委事務局職員→学芸員+ α 型：3名
 + α ＝「文化振興係」、「館長」、「主事」
 教委事務局職員→（その他）型：1名
 （その他）＝「博物館主査」
 特殊／未詳型（？）：4名
 「事務吏員発令→（博物館類以外の部局出向）→主査（学芸員）」、「市から職務命令で財団職員として発令」、「博物館勤務（？）」、「教育委員会出向だと思う」
 無記載：16名
 「1 b) 技術職員発令」と回答から：大部分は「技術吏員任命→教委出向」型である。
 技術吏員任命→教委出向→X型：3名
 X＝「学芸員補」、「学芸員」、「主任研究員」 技術吏員任命→教委出向→学芸員+ α 型：3名
 + α ＝「学芸係長」、「業務係長」、「文化財係兼社会教育主事」
 技術吏員任命→（その他）型：3名
 （その他）＝「教委技術職員→学芸員兼務発令」、「財団法人職員」、「無記載」
 「1 c) 研究職員発令」と回答から：4名
 「事業課学芸員発令」、「無記載（3名）」
 「1 d) 教育職員発令」と回答から：
 「教育職員発令→教委出向→教委事務職員兼博物館事務職員」
 「1 e) その他」と回答から：5名
 「館準備室所属（臨時職員）（3名）」、「民間登録博物館の学芸員」、「設置は地方自治体であるが、運営・管理は株式会社、本人は営業職員」

【解析】

「公立博物館の設置及び運営に関する基準」第12条の1では、学芸員および学芸員補の人数の基準を定め、職務内容区分をア：教育活動及び資料に関する研究を担当、イ：一次資料の収集、保管、展示を担当、ウ：二次資料の収集、保管を担当の三つを掲げている。そしてその2では、「事務又は技術に従事する職員を置く」となっている。従って、学芸員は教育職あるいは研究職発令となるべきで、8割以上の学芸職員が、学芸職員をバックアップする職務である事務職員あるいは技術職員として発令されているのは「設置者の博物館法にたいする認識不足」としか言い様がない。

IV （学芸員条例／規則）**【質問】**

学芸員の配置は条例規則などで決められていますか

【回答】

表IV 参照

【結果】

北海道博物館協会・学芸職員部会構成員の勤務する組織・施設の半数しか「学芸員配置条例／規則」を持っていない。

【補足】

「1) 条例／規則にある」と回答から：省略
 「2) 条例／規則に無い」と回答から：
 「明記されていない「その他」の項目で発令」
 「かつてあったが、現在は消滅している」
 「教委規則に“学芸員”という職名はある。開館当時“博物館条例”中、学芸員の配置を定めていたが、昭和xx年“別の条例”に変わった際に“学芸員”が欠落した」
 「3) その他」と回答から：
 「条例第1条の中で“博物館法”に基づく設置となっているので、学芸員配置は当然と理解されている」（解析者注：この館は登録博物館でも相当施設でもない）
 「市博物館条例施行規則」第3条：博物館長の他、事務長、主任学芸員その他必要な職員を置く（解析者注：博物館法では「主任学芸員」ではなく「学芸員」であり、整合性を欠く）

【解析】

「博物館法」／「基準」に、博物館の専門職として「学芸員」が明示されているにもかかわらず、学芸員の配置が「条例／規則にある」と回答したものは半数であった。さらに「学芸員の配置が条例規則に無い」と回答したもののうち5者の所属が、公設登録博物館であった。

V （勤務施設について）**【質問】**

- 1) 博物館法に基づく登録博物館である
- 2) 博物館法施行規則でいう博物館相当施設である
- 3) 法には基づかない施設である
 - 3 a) 単独の施設に勤務する
 - 3 b) 教育委員会事務局付けである
 - 3 c) その他

【回答】

表V 参照

【結果】

「法／規則」に基づく「博物館／同相当施設」は、合わせて半分弱である。一方、無基準の半分強が単独の施設（外見博物館？）に勤務し、全体の2割弱が施設を持たずに「教育委員会事務局付け」となっている。

【補足】

回答1) から3 b) まで省略
 「3 c) その他」と回答から：一部省略
 「博物館類似施設」と記載（解析者注：法／規則では「博物館類似施設」というのは存在しない）

【解析】

予想をはるかに超えた複雑さであり、質問形式を変える必要があ

ることが判った。「法／規則」に基づかない組織に勤務する学芸職員が半数あり、その半数以上が単独の施設に勤務している。このアンケートは1館についてのものではなく、職員1人についてを対象にしているため、施設の実数はつかめないが、解答者の四分の一という大きな数が、法に基づく施設でも教育委員会付けでもない、単独の(?)博物館様(?)施設に勤務している。この意味は今回のアンケートでは把握不能であるが、博物館という施設にとって「登録博物館や相当施設」であることの意義や有効さ、そしてそこに勤務する学芸職員の環境という面から捕らえなおす必要があるかもしれない。

VI (業務)

【質問】

注：この質問では、「通常学芸員があこなう業務」とは、博物館の三大活動と考えられる「(資料についての)調査・研究」・「(資料についての)収集・保存」・「(それらを用いた)普及・教育」活動上必要な業務のことです。施設の運営管理に関する業務その他は除外します。ボランティアの指導は含みますが、ボランティア活動にかかわる事務処理などは含みません。資料についての調査・研究上用いる文献などの整理は含みますが、館園同士の交流で集積する書籍の整理は含みません。

- 1) 通常学芸員があこなう業務のみに携わっている
- 2) 通常学芸員があこなう業務以外もあこなう
 - 2 a) ごくわずかでほとんど気にならない
 - 2 b) 負担には感じるが、学芸員としての業務はこなせる
 - 2 c) 負担が大きく、学芸員としての業務の遂行に問題があると感じる
 - 2 d) 学芸員としての立場に疑問を感じるほど、学芸員としての業務ができない
 - 2 e) その他
- 3) 前II項の質問に回答不能の場合、具体的にご記入下さい

【回答】

表VI参照

【結果】

学芸業務のみに携わる学芸員が約3%、8割以上の学芸員が本来の「学芸業務」以外の業務に携わり、程度の差はあるものの負担を感じている。

【解析】

半数近くがc), d)と回答している事は根本から考えなおさなくてはならない問題が存在する事を示唆する。また、3)に記載があったものについては、充分注意を払わなくてはならない問題が存在する。

【補足】

- 3) に記入があつたものより（一部省略）：

「臨時職員であるため業務に対して制約がある」

「専門的知識が必要なため業務遂行が困難」（解析者注：質問と不整合：本人は博物館事務職員であり学芸業務が要求される立場か否か不明）

「専門分野における学芸員活動はライフワークで処理。その他の分野

での学芸活動が勤務時間内処理としています。その他の分野（科学館・博物館（専門以外）・天文・プラネタリウム）」（解析者注：質問に対する誤解がある。問題点として、本人の専門と担当学芸業務が一致していない）

「設立準備中のため、構想～計画にかかる業務が多い。H6年度「博物館係」が新設され、事務職の係長が専任で配置された。準備の業務を学芸員三大活動の総合と考えれば、2月に近づいたことになる」「庶務係長と学芸員の発令を受けている。庶務係長の業務も発令上は自分にとって本来の業務とおもう。問題があるとすれば「学芸員」発令と「庶務係長、学芸係長、課長（館長）等」の兼務発令にある。」「館長の他、博物館総務課長／埋蔵文化財センター所長兼務し、一部学芸業務担当」

「職務は文化財保護係長・学芸員・社会教育主事・公民館主事と多岐にわたっており、通常計画中の博物館建設にかかる調査・研究を行っているが、社会教育関係のあらゆる業務がのしかかっているのが現状である。」（解析者注：兼務、職務が多岐にわたり質問自体が不適切となる。本人にとっては、職務上学芸業務以外の業務にも職責があるあるいは負わされている）

「まず、館長職務が優先であるため」

「館長という立場上、学芸業務を含めたあらゆる業務に関する。」

「学芸員としてではなく、一般的行政職として文化財を担当している。そのため、学芸員としての業務は『本来業務』ではないので何ともいえないが、『学芸員としての本来業務』の遂行には問題があるほど他の業務の仕事量はある。」（解析者注：学芸員有資格；無発令）「学芸員発令はないが、業務に実質的な要求が科せられていると自分自身では思ってはいるが、（もちろん、学芸員的業務も行っている）。埋蔵文化財対応（事務処理・現場・整理）や、一般日常事務処理、あげくは草刈りや施設の修理（軽微）なども、対応しなければならない。その上で、議会に対する理事者の答弁資料や各種政策にかかる調整にも時間をとられる。」

【解析】

質問は「学芸職員として行わなければならない業務が遂行できるか」ということであつたが、何人かの回答者はまったく別の見方で質問をとらえている。それらの回答と、解析者が独自に調査したそれらの館園の環境を考えれば、「その館園が行っている“博物館活動”などの範囲内で必要な専門職員を配置せず、事務職員に代行させてたり、元々専門分野が異なる学芸職員に別の分野をも兼業させるなど、運営に必要な専門分野に対応した職員を置いていない実態」が浮かび上がる。

補足の後半は、兼務発令が学芸業務を圧迫する例といえよう。ここでは出てこないが、職名記入欄にはありとあらゆる兼務/パターンが記されており、ここでも学芸業務にたいする無理解が浮かび上がる。

VII (給与表)

【質問および回答】

表VII参照

【結果】

学芸職員としての給与表を持つものは存在しない。研究職・教育職としての給与表が適用されているものも5%であり、ほとんど大部分が一般事務職の給与を流用しており、技術職員の給与表が適用

表Ⅸ-1 給与表について

回答Ⅸ	回答数	割合
1)学芸職員として専用の給与表がある	0	0.00%
2)一般事務(行政)職員の給与表を流用	64	84.21%
3)技術職員の給与表を流用	1	1.32%
4)研究職員としての給与表がある	4	5.26%
5)教育職としての給与表がある	0	0.00%
6)給与表などは適用されない嘱託／臨時職である	3	3.95%
7)その他	2	2.63%
無回答	2	2.63%
計	76	100.00%

表Ⅸ-2 職員の休日について

職員休 : 館園休	回答(人)
通常型 : 月型 I :	2
通常型 : 月祝型 I :	2
通常型 : 月祝翌型 I :	2
通常型 : 常時公開型 :	5
通常型 : 変型 :	1

されているものもいる。

【解析】

学芸職員としての給与表を持つものは0%である。「博物館法」第4条の3に「博物館に、専門的職員として学芸員を置く」とあり、登録博物館の登録要件として館長と同等の立場にあるにもかかわらず重視されていない。むしろ、研究職員としての給与表を設定している施設が存在している方が不思議に思えてくる状況がある。「博物館法」では「学芸員」は、研究職あるいは教育職として設定されている。

なお真意は別として、兼務発令を受けている以上「流用」ではないとの回答があった。質問VIの結果で判るように学芸職員のほとんど全員が学芸職務以外の業務をこなし、その9割もの学芸職員が程度の差はあれ負担に感じているにもかかわらず、「事務職を兼務」「事務職も自分の仕事」と見なしているスーパー・マンに敬意を表したい。実際には、この回答者も「問題は兼務発令にある」としており、ここでも設置・運営者側に「学芸業務に対する無理解がある」ことが浮き彫りとなる。

【補足】

「2) 一般事務(行政)職員の給与表を流用」と回答から:

「を流用」を削除→「流用」ではないという意味であろう。

「7) その他」と回答から:一部省略

「事務吏員として「主事」の発令を受けており、2)に該当するが「流用」ではない」

VIII (給与レベル)

【質問および回答】

表Ⅹ参照

【結果】

半数以上の学芸職員が「比較したことがない／比較が困難」と回答。「道職員教育職並み」あるいは「道職員教育職以上」との回答は、ほとんどなかつた。一方で、「道職員一般職より低い」との回答は、2割弱を占めている。

【解析】

具体的な給与比較は困難な面が多いが、「道職員教育職並み」とか「道職員研究職並み」とかの設定は可能なはずである。「(道)開拓記念館の学芸員並みに設定すると就職時に約束された」が具体的には比較していないと回答した学芸職員もいる。比較をおこなった学

表Ⅹ 給与レベルについて

回答Ⅹ	回答数	割合
1)道職員教育職以上である	0	0.00%
2)道職員教育職並みである	2	2.63%
3)道職員一般職と教育職のあいだである	2	2.63%
4)道職員一般職並みである	14	18.42%
5)道職員一般職より低い	14	18.42%
6)比較したことがない／比較が困難	40	52.63%
無回答	4	5.26%
計	76	100.00%

芸職員も、2割近くが「道職員一般職より低い」と回答している。社会教育自体やそれに携わる職業については表面上はいかなることがいわれていようとも、重きを置かれていず、その上で学芸職員は「研究職」とも「教育職」とも認められていないといえる。また、(現在の職に)転職時に前歴を全換算されなかつたと回答した学芸職員もあり、「学芸員」の社会的立場の低さを感じさせる。

【補足】

「5) 道職員一般職より低い」と回答から:

「転職のため前歴が100%換算されなかつた」

「10万円以上低い」

「6) 比較したことがない／比較が困難」と回答から:

「国の一般職よりはだいぶ良い」

IX-1 (館園の休館日)

回答を編集しまとめると以下に分類できる

月型: 月曜日休館を基本とする

…… 7名 (9.21%)

月・火連続休館を含む、年末年始の休館は当然あると考えられるにもかかわらず記載されていないものもあったが、ここに入れた;一部は冬期間は祝日に休館するもの、月曜日が祝日と重なつた場合特別な処置がある場合もここに入れた。

月祝型: 月曜日／祝日／年末年始の休館を基本とする

…… 17名 (22.37%)

毎月最終金曜日を休館とするものを含む。月曜が祝日の時はその翌日とするもの、子供の日／文化の日／5/3-4を例外開館とするものもここに入れた。

月祝翌型: 月曜日／祝日の翌日／年末年始の休館を基本とする

…… 18名 (23.68%)

月末／毎月最終火曜日休館を含む。年末年始の休館が当然あると考えられるにもかかわらず、記載されていないものもここに入れた。祝日の翌日に関する例外規程があるものもここに入れた。

月祝翌冬期休館型=月祝翌型+季節変更型: 月曜日／祝日の翌日を休館の基本とし、冬期は休館とする

…… 2名 (2.63%)

常時公開型: 年末年始の休館をのぞき常時公開しているもの

…… 9名 (11.84%)

冬期間は別に処理するものもここに入れた。

通常型：土／日／祝／年末年始を休館とする……	20名 (26.32%)
年末年始の休館が当然あるものと考えられるにもかかわらず、記載されていないものもここに入れた。第2土曜日には開館するものもここに入れた。回答では将来の事について記されていたら、現在は開設準備室のため、通常型とおもわれるものもここに入れた。	
変形型：余り一般的でない休館形式をここに入れた	
変型：日／月／木／祝／年末年始	…… 2名 (2.63%)
変月型：第2・第4月曜日／年末年始	
無回答	…… 1名 (1.32%)

【結果】

休館日が月曜日にからむ館園は、全体の約6割を占める。これらを二分して、祝日又は祝日の翌日が休館日となり、月曜日のみ休館というのは全体の1割に満たない。通常型が四分の一を占め、全体の1割強が常時公開型である。

【解析】

通常型が四分の一を占めているが、これらは1人を除き独立の館園を持たず教育委員会ないしは開設準備室に所属している。従って、正確には質問意図上の館園の休館日とはいえない。例外は、民間PRセンターに勤務している。

全体の1割強を占める常時公開型は、そのほとんどが観光地立地型である。

質問IX-2（後述）で判るように、館園の休館日は「学芸職員の休日」に大きな規制を与える。本来、「開館日」なるものは「常設展示公開の日」であり、それは博物館活動のうちの極一部の業務である。「館園の専門的業務を行う学芸職員」と「その活動をバックアップする事務・技術職」の職務上の分離を明確化しなければならないであろう。常設展示公開の実務すなわち入場券販売や館内の保安などは「学芸職員」が行うものではなく、学芸職員をバックアップする「事務職」の元に働く職員が行うものである。質問VIのデータが示すように「ありとあらゆる雑務」が学芸業務を蝕んでいる。博物館活動のうちの極一部の業務である「常設展示公開の日」が「調査・研究」・「収集・保存」・「普及・教育」の三大業務を蝕むとしたら本末転倒ではないか？

蛇足であるが、学芸職員を「常設展示公開」の呪縛から解放すれば、通年開館も夢ではないし、常設展示の基盤である「調査・研究」が進み、「収集・保存」が効率化し、「普及・教育」の充実がはかる。〔注：1994年度学芸職員部会総会の中で、本件を公表した時に「常設展示公開の業務は、学芸職員本来の業務とは無関係のものである」という表現には異論があるとの意見があつたが、参加者から「館長クラスの学芸員が窓口で入場券を売っているという事態をどう見るか」という反論があつたことを付記する〕

IX-2（職員の休日）

回答を編集しまとめると

固定型：職員の休日がほとんど固定しているもの	…… 4名 (5.26%)
固定型：月／火（当日が祭日の場合は勤務？）（1名）	

固定型：月／祝／年末年始／2週4休（第1土・第2日；例外事項：祝日が月曜の時はその翌日）（1名）

固定型：月／祝翌；冬期休館（12/1-4/30）時は土／日／祝（2名）

固定変則型：職員の休日ガルール上は固定しているが、週単位で変則があるもの

…… 21名 (27.63%)

固定変則：月／祝／年末年始；土＆月 or 日＆月を隔週（6名）

固定変則：月／祝／年末年始；日＆月を月3回／土＆月を月1回（3名）

固定変則：月／祝翌；日曜日＆月曜日あるいは月曜日＆火曜日（6名）

固定変則：土・日・月3連休／月のみを隔週（4名）

通常型：土／日／祝／年末年始の休日を基本とするもの

…… 31名 (40.79%)

通常型：土／日／祝／年末年始（24名）

通常型：土／日／祝／年末年始（第2・4土曜を休日）（6名）

通常型：土／日／祝／年末年始（第2土曜は開館）（1名）

不定期型：

不定ローテ型： …… 6名 (7.89%)

職員の休日が固定せずローテーションで対応

不定月型： …… 4名 (5.26%)

不定月型Ⅰ：月／祝別／年末年始／祝日は代休を別の日にとる（2名）

不定月型Ⅱ：月／祝翌／年末年始+（週休2日相当の代休をとる）（2名）

詳細不明（型？）（各1名） …… 7名 (9.21%)

「4週5休／祝日」、「週休2日制・祝日（いずれも振替休日あり）」、「月平均6日、観光シーズン中少なく、冬期に多くなる」、「指定休日制」、「月／祝／年末年始（解析者注：土曜日の分が不明）」、「隔週で土／日が勤務を要しない日となっている（週休2日制に基づく）」、「月曜日と交替で休日をとる」

無回答 …… 3名 (3.95%)

【結果】

通常型の休日が設定されている学芸職員が約4割存在するが、固定した休日を持つものは半分に満たない。休館日以外の休日が変則であるものは、固定変則型を含めると4割にのぼる。

【解析】

質問方法が充分に考察されていない。最初に基本の「X週Y休」相当を質問すべきであった。それにしても、学芸職員の休日の現実は多様かつ悲惨なものがある。公設の館園の場合は特に他部局の職員と比べてのアンバランスが切実に思える事であろう。

固定変則型が3割弱を占めるが、これは土曜半日勤務→4週6休→4週8休→週休2日制への移行期にあるために表われたタイプと思われる。

通常型をのぞき（含めて）館園の休館日が学芸職員の休日を左右している。「博物館法」第4条では、学芸員の職務を「資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる」とされ、また「公立博物館の設置及び運営に

に関する基準」別記第12条関連ではもっと詳しく決められている。「基準12条」を含めて考察すると、博物館の専門業務を「学芸員」があるかない、それをバックアップするために「学芸員補」をおく、「技術職員」を置くと読める。さらに、常設展示公開を含めた運営管理には「館長」を頂点とする「事務職員」が配置され、これらは「学芸職員」の博物館に関する専門的活動をバックアップすると読める。「学芸職員」の休日が館園の休日に左右されているのは、館園を設置・運営している側の都合（充分な職員を置けないから、学芸職員に事務・受付を始め館の清掃や修理などの管理業務までやらせること）、あるいは博物館の業務は展示しかないというような低い認識なのかもしれない）でしかない。ここでも「博物館法」は蔑ろにされている事がうかがえる。

一方で、休館日が通常型で無いにもかかわらず、職員の休日を通常型にしているとの回答が12件あった。やはり、館園を設置・運営しているものの考え方次第といえよう（表IX-2参照）。

IX-3 (アンバランス)

特記事項記載につき記す（一部省略）

「土・日・祝日の勤務は、町の他の職員のように臨時的に出勤するのではなく、恒常化されており、特勤処理もされていない」、「本庁並びに教委は土・日曜で完全週休2日制をとっている」、「土・日でも開館しなければならない施設として、他の部局と異なる点」、「一週あきに連休となる点」、「ローテーションにより連続休が取れない→土・月に休み」、「ローテーションにより隔週でしか連続休が取れない」、「変則勤務」、「本庁職員は完全週休2日制、博物館職員は変則4週8休体制(2名)」、「事業／行事などで指定休暇が取れない(2名)」、「指定休暇・祝日の振替勤務の消化が困難」、「市は週休2日制で、毎週土・日が休みなので、館の休日とはズレが生じてあり、祝祭日などで更にズレが生じると職員の出勤日と合わせた複雑なローテーションになる。入館料金の納金や事務上の連絡に支障が生じるケースが目立つ」、「ある。量的には無い事になっているが、1日分が不定のため、年間を通してみると有給休暇がほとんど消化されていない。本庁職員が自由退庁可能な町内祭時に退庁不可、年末年始の休暇も本庁に合わせるために一部変更される場合がある」、「休日、祝祭日などに休めない、連続休日にならない事がある」、「変則勤務：3連休と1休が交互」、「変則的な勤務シフトのため、休日の曜日が決まっていない。職員数が不足」、「調査シーズンに入ると休日がほとんど取れない」、「土・日が勤務を要しない日にならない事がある。祝日勤務は時間外勤務の扱いとなる」

【解析】

質問IXには最初に質問すべき重要な項目が抜けていた。それは（広義の）週休2日制が適用されているか否かである。このミスは、質問X-2, 3をほとんど意味の無い質問にする結果となつた。

X-1 (変則勤務にたいする評価)

【質問】

- 1) 日／祝日に常時変則勤務がある
 - 1 a) 変則勤務にたいする手当などが支給されている
 - 1 b) 変則勤務ではあるが、手当などを支給されていない
- 2) 日／祝日に変則勤務は臨時にしかない
 - 2 a) 超過／休日勤務手当が支給される

- 2 b) 代休などで処理する
- 2 c) その他

【回答】

表X-1 参照

【結果】

約半数が常時変則勤務があると回答し、変則勤務が臨時にしかない回答したのは、約三分の一である。

【解析】

常時変則勤務があると回答したものでは、その変則勤務に対しての評価を受けていないものが半数以上いる。一方で、日曜／祝日の勤務が臨時にしかないものには、ほとんどが超過／休日勤務手当が支給されているという逆転現象があきている。

【補足】（一部省略）

「1 a)」と回答から：「日曜日の勤務には手当が支給される／祝日勤務は臨時にしかなく、手当が支給。時間外手当が無くなると代休処理」、「2 b)」でも処理する
 「2 a)」と回答から：「半日以上になると2 b)」
 「2 c) その他」と回答から：「超勤手当もしくは代休で処理する（3名）」

X-2 (半日勤務)

【質問】

- 3) 土曜日などの半日勤務に対する扱い

【回答】

表X-2 参照

【結果】

無回答58件のうち27件(46.55%)が、週休2日制および変則勤務の関連で土曜日にあたる半日休日が無い。半日休日があるものの中では、3 a)と3 c)が相半ばする。

【解析】

週休2日制に移行中であることが考慮されていない不適切な質問であった。

X-3 (半日勤務)

【質問】

および回答】

- 4) 土曜日にあたる半日休日は

【回答】

表X-3 参照

【結果】

無回答61件のうち29件(47.54%)が、週休2日制および変則勤務の関連で土曜日にあたる半日休日が無い。半日休日がある場合は、約半数強は指定日が設定され、残りは自主的に設定か、その他となつ

表X-1 変則勤務に対する評価

回答X-1	回答数	割合
1)日／祝日に常時変則勤務がある	37	48.68%
1a)手当支給	16	21.05%
1b)無給	20	26.32%
2)日／祝日に変則勤務は臨時にしかない	25	32.89%
2a)超過休日勤務手当支給	17	22.37%
2b)代休処理	3	3.95%
2c)その他	4	5.26%
無回答	14	18.42%
計	76	100.00%

表X-2 半日勤務消化について

回答X-2	回答数	割合
3a)1/2+1/2で1日休日とする	8	10.53%
3b)1/2休日を週のどこかでとる	1	1.32%
3c)上記以外の方法で処理する	9	11.84%
無回答	58	76.32%
計	76	100.00%

表X-4 代休の設定について

回答X-4	回答数	割合
5a)設定できる	22	28.95%
5b)規則上はできるが実際は不可能	7	9.21%
5c)設定できない	8	10.53%
5d)その他	4	5.26%
無回答	35	46.05%
計	76	100.00%

表X-5 野外作業にたいする評価

回答X-5	回答数	割合
1)手当支給	28	38.84%
2)手当無支給	42	55.26%
無回答	6	7.89%
計	76	100.00%

ている。

【解析】

週休2日制に移行中であることが考慮されていない不適切な質問であった。

X-4 (代休設定)

【質問】

5) 土・日曜日に代休が設定できますか

【回答】

表X-4 参照

【結果】

回答数が少ないので問題はあるが、約2割が土・日曜日に代休を設定できないと回答し、約3割が設定できるとしている。

【解析】

無回答35件のうち18件(51.43%)が、土(隔週を含む)・日曜が休日である。すなわち、質問の不適切さが指摘できる。

X-5 (連続休設定)

【質問】

6) 休日は連続して設定できますか

【回答】

表X-5 参照

表X-3 半日勤務処理について

回答X-3	回答数	割合
4a)指定日が設定される	8	10.53%
4b)自主的に設定する	3	3.95%
4c)話し合いで設定する	0	0.00%
4d)その他	4	5.26%
無回答	61	80.26%
計	76	100.00%

表X-5 連続休の設定について

回答X-5	回答数	割合
6a)設定できる	27	35.53%
6b)規則上はできるが実際は不可能	11	14.47%
6c)設定できない	3	3.85%
6d)その他	3	3.95%
無回答	32	42.11%
計	76	100.00%

表X-6 孤独感

回答X-6	回答数	割合
1)立場の同じ職員が複数いる	34	44.74%
2)立場の類似した職員が複数いる	15	19.74%
3)立場の同じ職員はない	22	28.95%
無回答	4	5.26%
特殊	1	1.32%
計	76	100.00%

【結果】

回答数が少ないので問題はあるが、1/3が休日を連続して設定できると答え、約2割が連続してとれないと回答している。

【解析】

無回答32件のうち10件(31.25%)が、常時土日休であり、5件(15.63%)が隔週土日休である。合計46.88%が連続して休日をとる。すなわち、質問の不適切さが指摘できる。

質問X-3, 4, 5を総合してみると、半日休日は一方的に指定され、土日に休みがとれず、連続した休日もとれない学芸職員がいる可能性があるが、今回の質問では把握できない。

X-6 (休日に関する問題点)

【質問】

7) その他休日に関する問題点があれば具体的にご記入下さい

【回答】(一部省略)

「休みを設定できる日が現実問題として少ない」

「5月～10月の期間は、通常業務に加えて調査活動を行うため、昨年は土・日曜日を休日とする事がほとんどできなかった。本年度はどうなるか判らないが、少なくとも町や教委側になんらかの方針があるわけではない。おそらく昨年度と同じ様な事になるとおもわれる。」

「3週6休確保：常勤職員でローテーション。事務職員が休日の時は学芸員が受付につかなければならない。僅かな賃金で人を確保しているが、全面的な解決には遠い。」

「土・日の概念が無い。勤務時間が長い。」

「隔週でしか連続休(日・月)が取れない」

「準備室と○○センターは、博物館設立の過渡期的段階にあるの

で、土・日は休みであり、市民から開館の要請があるが、小人数職場のため開館できない。」

「1週36時間45分の勤務時間は厳守するが、日曜が1ヶ月に2回しか休めないため、家族とのコミュニケーションが不足。」

「普及事業などの日程により連続で(休日が)取れない場合がある」

XI (野外作業にたいする評価)

【質問および回答】

1) 危険手当／町内出張旅費などが支給されている

(その名称：)

2) 手当などは支給されていない

【回答】

表 XI 参照

【結果】

野外作業に対して危険手当／町内出張旅費などが支給されているものは約1/3であり、6割近くのものが旅費すら支給されていない。

【解析】

6割近くのものが旅費すら支給されていない。いつたいどのようにして調査などを行っているのだろう? なんらかの手当を支給されているものについても、その大部分が出張旅費であり、野外作業に対する評価とはいがたいものがある。野外作業の内容も含めた詳しい調査が必要である。

【補足】

「1」と回答から：

旅費以外の手当が支給されているものは2名、名称無記載の3名を除き、残りは全て旅費しか支給されていない。

「2」と回答から：

「町内出張扱いとなり支給される場合もある」

「市内出張旅費は条例上はあるが適用していない」

「在勤地内旅行命令により交通費実費支給のみ」(2名)

解析者注：回答2→すなわち、手当などは支給されていないという回答の中で、「交通費実費支給」という回答がある。この質問は本来「学芸員の野外活動にたいする評価」であるべきで、町内出張旅費や運転業務手当など、ほかの業務でも支給されるものは範囲外とするべきであった。(ただし、町内出張旅費などについては、他部局では廃止されているにもかかわらず、支払われている場合もあるようなので、一概に名称のみで野外作業が評価されているか否かは判断が難しい面がある)。

XII (孤独感一連帯感)

【質問】

これまでの質問上で、あなたと

【回答】

表 XII 参照

【結果】

7割強の学芸職員が、自分と立場が同じあるいは類似している職

員がいる感じ(あるいは実際に)いる。しかし、約3割近くの学芸職員が孤独な立場で業務をおこなっている。

【解析】

前項までの質問と異なり、学芸職員の孤独感一連帯感という抽象的な質問のため、質問の意味を誤解した人がいた。もつとも意図的にきちんとした説明をしなかつた質問者が悪いのだが、従って、1), 2)と回答した人の中にも、職制・発令状況が同じあるいは類似しているだけで、孤独感を感じている人がいるかもしれない。

回答範囲内で判断すると、7割強の学芸職員が、自分と立場が同じあるいは類似している職員がいる感じ(あるいは実際に)いるわけで、予想よりも酷くはない。しかし、問題はやはり、約3割近くの学芸職員が孤独な立場で業務をおこなっていることにある。

総論

今回のアンケートで浮かび上がった「学芸員像」は、個人としてはほとんどが「学芸員資格」を所持し「学芸員」として発令を受けているが、実態は「事務職員・技術職員」とみなされている。その為か、あるいは各施設／組織に人員配置が少ないという理由からか、事務職／技術職があこなうべき業務を遺憾ながらも引き受け、その為、ほとんどが「法で定められた業務」の遂行に難を感じている。

その背景には、「博物館法」の曖昧さと設置者の「博物館法」にたいする無理解があり、その結果は勤務施設の法的位置付けや、設置基準／規則にほとんど意味のない多様さを与え、学芸業務の位置付けの曖昧さを引き起こしている。学芸業務の位置付けの曖昧さは、更に多種多様な発令状況や業務における兼務発令を引き起こし、さらに学芸業務に圧迫を加える。

一方では、施設管理と学芸業務の未分離が、休日さえままならない状況を作り出し、教育に(も)携わりながら自らの家庭を放置する結果となる。「調査・研究」に自費を用いる事、私的な時間を使用する事も多く、社会教育に(も)携わりながらも「研究者」とも「教育者」とも評価されていない。

給与は勤務先による差が大きく、道職員一般事務職並みかそれ以下であるものが多いものの、教育職並のものもわずかにある。また、他の業務と大きく異なる部分である「野外調査(作業)」などに対する評価はほとんどなされていない。

* 北海道博物館協会・学芸職員部会：

部会構成員はアンケートの結果にもあるように、博物館法でいう「学芸員」という概念を備えていることを必ずしも要していない。広い意味での“博物館”という概念に何等かの形で関わり、広い意味での“博物館活動”の向上に関心のある個人が入会している。部会構成員の大部分は「博物館法でいう学芸員」であるが、“博物館”的な業務に携わる地方教育委員会事務局職員、博物館等“準備室”職員、民間展示専門業社々員、教育関係者など広範囲にわたっている。